

令和 8 年度食品リサイクルの広域化支援事業 協働事業者公募要項

1 事業の概要

都は、2050 年食品ロス実質ゼロを目指し、2030 年に食品ロス発生量 60%削減、2035 年に 65%削減（いずれも 2000 年度比）をマイルストーンとして取組を進めています。

都内の食品廃棄物の約 7 割を占める家庭系の再資源化を促進するため、家庭系生ごみの分別収集及び再資源化の実施に向けた検討を行う自治体を募集し、家庭系生ごみを効率的に収集できる自治体横断的な回収ルートの構築を支援する事業を開始します。

区市町村等による生ごみの分別収集及び再資源化を促進するため、参加を希望される自治体や登録再生利用事業者等と連携の上、リサイクルルート構築に向けた検証等を行い、来年度以降の本格的な実施を目指すものです。

令和 8 年度は都内の自治体の内、参加を希望した自治体（以下「参加自治体」という。）の一部の世帯で家庭系生ごみの分別収集及び資源化の試行を行います。参加自治体及び都^{*1}と共に本事業に取り組んでいただける登録再生利用事業者^{*2}（以下「協働事業者」という。）を公募します。

※1 都が一部業務を委託する事業者を含む。

※2 「食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律」第 11 条に基づき、食品循環資源の再生利用（食品循環資源を原材料とする肥料、飼料その他政令で定める製品）を行うリサイクル事業者のうち、一定の要件を満たすものとして、主務大臣の登録を受けた事業者

2 事業に係るスケジュール

(1) 公募期間

令和 8 年 7 月 8 日（水曜日）から同年 7 月 29 日（水曜日）まで（必着）

(2) 選定及び通知時期

令和 8 年 8 月（予定）

(3) 試行期間

令和 8 年 11 月～12 月のうち、連続する 4 週間

(4) 検証期間

試行期間終了後から令和 9 年 3 月末まで

3 本事業の概要

(1) 実施規模

1 ルート※あたり、2～4 区市町村の共同実施（都内で 2 ルートでの検証を想定）

※「ルート」とは、複数の検証地域・拠点から家庭系の生ごみを収集して、同一の協働事業者の事業所に搬入する行程を指す。

(2) 搬入見込み量

1 ルート全体で最大 40 トン（週 10 トン程度）

(3) 対象地域・対象世帯及び回収方法

参加自治体との協議により決定予定

4 協働事業者の役割

(1) 受入体制の構築

家庭系生ごみの受入基準、分別方法、搬入車両の仕様や搬入方法等についての調整

(2) 各参加自治体との処理委託契約締結

都、参加自治体、協働事業者の三者間での協議により、再資源化処理の受入条件、費用等を調整の上、各参加自治体と処理委託契約を締結

(3) 再資源化処理の実施

参加自治体との契約に基づき、家庭系生ごみの再資源化（飼料化・肥料化・メタン化等）

(4) 流通調整

処理後の製品（肥料・飼料等）の活用先の確保・整理

(5) 実績報告

再資源化処理量等の報告

5 応募者の要件

都内に所在する登録再生利用事業者※であること。

※ 「食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律」第 11 条に基づき、食品循環資源の再生利用（食品循環資源を原材料とする肥料、飼料その他政令で定める製品）を行うリサイクル事業者のうち、一定の要件を満たすものとして、主務大臣の登録を受けた事業者（再掲）

6 応募方法

(1) 提出書類

本事業に係る公募に応募される場合は、以下の①から③について、電子データをご用意ください。

- ① 様式 1 提案申請書
- ② 様式 2 提案書
- ③ 再生利用事業登録証明書（写し）

(2) 提出方法

電子メールにて上記(1)をご提出ください。

メール受信日から 2 営業日以内に受領確認のメールをお送りします。受領確認メールが届かない場合は、お手数ですが「9 問合せ先」までご連絡ください。

応募に関する一切の費用は、応募者に負担していただきます。

7 事業者の選定

審査の上、選定し、選定結果を応募者に通知いたします。

応募内容について、ヒアリングさせていただく場合があります。

8 協定の締結

選定後、都と登録再生利用事業者との間で協議の上、協定を締結していただきます。

9 公募全般に関する問合せ先

本件に関する問合せは、次の担当宛てに電子メールにてお願いします。ただし、審査の経過等に関する問合せには応じられません。

東京都環境局資源循環推進部計画課

電子メール：S0000635@section.metro.tokyo.jp